

2025年5月26日

損害保険ジャパン株式会社
取扱代理店：有限会社木下保険事務所

払込猶予期日後の保険料支払に関する取扱い変更のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、払込猶予期日後の保険料支払に関する取扱いを変更することといたしました。

つきましては、下記のとおり内容をご案内いたしますのでご確認くださいませよう、お願い申し上げます。また、ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

敬具

記

1. 変更内容の概要

これまでは、払込猶予期日を過ぎていても一定の期間内であれば、保険料をお支払いいただくことにより、保険契約を継続することを可能としていました。今後は、ご契約のしおりに記載のとおり、保険料を払込猶予期日までにお支払いいただけない場合、ご契約は解除となります。

2. 変更日

2025年10月以降に払込猶予期日を迎えるご契約より適用します。

3. ご注意いただきたいこと

2025年10月以降、払込猶予期日後にお支払いいただいた場合、その保険料は返還いたします。ご契約は解除となり、普通保険約款および特約に定める日以後に生じた事故については、保険金をお支払いすることができません。

また、新たなご契約を希望される場合は改めて新規加入のお手続きが必要となります。

なお、自動車保険の場合、保険料のお支払いがなくご契約が解除されたときは、新たに締結するご契約には7等級以上の等級（割引）を継承できませんのでご注意ください。

4. お問い合わせ先

代理店名	： 有限会社木下保険事務所
事務所所在地	： 千葉県浦安市日の出6-2-B-302
電話番号	： 047-380-8742（担当：木下 学）
E-mail	： kinoshita@kinoshita-hoken.co.jp

以上